

### 1. 基本情報（令和5年4月1日現在）

人口	113,386人	保護率	1.5%
----	----------	-----	------

### 2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	42.2件／月
プラン作成件数（人口10万人当たり）	10.5件／月
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	1.4件／月
就労・増収率（%）	35%

#### 任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））

支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
×	○	○	×	×	×

### 3. 会議の概要等（令和4年度）

構成員	庁内関係部署、社会福祉協議会、社会福祉法人心愛会、ハローワーク、地域包括支援センター、民生児童委員協議会、地域若者サポートステーション、福島県若年者支援センター
会議の内容	対応に苦慮している又は今後多方面からの支援の必要性が見込まれる支援対象者の情報を各関係機関と共有することで、早期の支援につなげる。
開催方法等	開催頻度：1～2か月に1回、時間：約1時間半 場所：市役所会議室
その他特記事項	支援調整会議も同日に時間を区切って行うことにより、事務負担の軽減を図っている（支援調整会議に支援会議の機能を付加し活用）。

### 4. 会議設置までのプロセス

設置前

本人からの同意を得られていない支援対象者については、これまで住所・氏名などの個人情報を伏せて協議をしていたため、一般的な支援策の提案に留まり、また、関係機関間での情報の共有についても課題が生じていた。

設置・開催に向けて

情報収集  
【2ヶ月前】

全国の自治体の事例・取組について情報収集  
⇒ 新たに設置要綱を策定するのではなく、既存の「支援調整会議設置要綱」に「支援会議」の機能を付加する方向で整理。

各関係機関への周知  
【1ヶ月前】

部内協議を踏まえ、支援調整会議の構成員に支援会議の意義及び要綱改正の趣旨を説明し、理解を得た。

支援調整会議設置要綱の改正【令和5年5月】

支援調整会議設置要綱の改正により、支援調整会議に法で定める「支援会議」の機能を付加し、機能強化を図った。

令和5年5月 事業開始

会議開催

より具体的な支援方法(他法他施策の活用等)の提案、他関係機関とのスムーズな連携が見込まれることになった。